

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目
ノースキャピタルビル 4 階

第 12 号

2003 年 8 月 20 日 (年 3 回発行)

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年 3 回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程は p 12)

いのちのパネルより

太陽が沈んだ日

夕張市 永野 準二



平成14年7月25日、32年9か月私を大切に育ててくれた母との最後の時だとは夢にも思いませんでした。母の最後の一言は「仕事を辞めたら家庭菜園でも作ってのんびりしたいな」。なにげない言葉が今でも私の心に焼き付いている。

午後8時20分、孫と二人で夕張市南清水沢4丁目のコンビニへ買い物に行く途中に、誰も考えられない事故は起きた。見通しの良い直線2キロ以上ある道路で、しかも、コンビニの前で夜でも明るい場所。車を路肩に止めハザードをつけ、バッグをとろうと後部座席に体を入れた時、加害車がノンブレーキで追突してきた。母の体を挟んだまま5、6メートルはじき飛ばされ、母は出血性ショックと骨盤骨折で即死でした。

加害者は「脇見をしていた」と言っているが本当だろうか？前方不注視で片づけられた事故から9か月以上過ぎた今でも加害者は未決中。「お上は何をしているのだろう。」高齢者の事故で軽く扱われているのでしょうか。

私達の無念の日は続く。二度と私達の様に無念な思いをする人がいないように、私は日々思う。

45年間、ナースとして人の命を守り、定年後4年近く介護の仕事でお年寄りのお世話をしてきた母。人の為に働いていた母が、前を見ずに走ってきた車に殺された。いつも明るく優しい人だった。

最後にありがとうもごめんねとも、一言も言えぬまま母は逝ってしまった。最愛の孫の目の前でさぞ痛かったでしょう。さぞ苦しかったでしょう。長い間、苦労ばかりかけて本当にごめんなさい。

あなたは私達家族の太陽でした。もう朝はこない。私達家族の太陽も昇らない。私が目を落とす最後の日まで、私の心の太陽は昇らない。どうか安らかにお休み下さい。「本当に今までありがとう。ごめんなさい。」

天国の母へ

今号の主な内容

- ② 2003年定期総会開かれる
- ③～⑥ 松本誠弁護士の講演記録「加害者天国ニッポン」－交通事故はなぜ軽く扱われるか－
- ⑦ 手記「お母ちゃん、ありがとう」(瀬川千敏)
- ⑧ 手記「泣き寝入りなんかしません！」(福田礼子)
- ⑨ 訴え「交通事故負傷者の願い」 報告「控訴審判決に寄せて」(土場一彦)
- ⑩ 訴え「ひき逃げの法定刑引き上げ署名に協力を」(高石弘)
- 訴え「執行猶予の付かない厳正な高裁判決を」(橘恵子)
- ⑪ 訴え「執行猶予の付かない厳正な高裁判決を」(白石義満)
- ⑪～⑫ 会員からのお便り

2003年定期総会開く

5月17日 KKRホテル札幌

5 月 17 日、松本弁護士の講演後、4 回目を迎えた定期総会が、KKR ホテル札幌で行われ 21 名の会員が出席しました。司会は内藤さんが務められ、黙祷のあと来賓の道警交通部交通企画課長宮谷弘一様、道交通安全協会専務理事青木稔様のご挨拶を受けました。

議事は伊藤さん佐川さんを議長に進められ、短時間でしたが、2002 年の活動報告、決算報告が承認され、2003 年の活動計画、予算案も提案どおり承認されました。

昨年の総会で承認された「交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、被害者支援のための要望書」を提出したこと。今後これに基づいて関係機関に働きかけをしていくことなど報告了承されました。関連して、負傷者の方から事故後の不当な後遺症認定など、医療や損害補償の問題で悲惨な実態にあるので、改善を求める活動を進めて欲しいという意見も出されました。

また、会則の改正が承認され、第 6 条「世話人」に「世話人は会の運営を行う」という一文が付け加えられ、世話人会の役割を明記しました。

役員改選では、健康上の理由で辞退された内藤功さんに代わって佐川昭彦さんを副代表に選出しました。現在の役員、世話人は以下の方です。

役職名 (担当)	氏 名	住 所
代 表 (会報)	前田 敏章	札幌市西区
副代表 (総務)	小野 茂	札幌市白石区
副代表 (会計)	内山 孝子	札幌市東区
副代表 (相談)	佐川 昭彦	札幌市豊平区
世話人 (H P)	富岡 裕子	札幌市白石区
世話人 (監査)	二宮 章起	札幌市南区
世話人 (会報)	水野美代子	札幌市南区
世話人 (パネル)	筒井 美香	札幌市北区
世話人 (書籍)	滝沢めぐみ	札幌市西区
世話人 (相談)	荻野 京子	札幌市清田区
世話人 (相談)	水野 親	札幌市南区
世話人 (相談)	内藤 裕次	札幌市中央区
世話人 (総務)	佐藤 京子	札幌市北区
世話人	長瀬 初美	旭川市
世話人	伊藤 博明	深川市



総会には 21 名の会員が出席しました

目 次



《会合など》

- 4 月 10 日 会報 11 号発行
- 5 月 12 日 第 53 回例会
- 5 月 17 日 2003 年定期総会、講演会
- 6 月 10 日 第 54 回例会
- 7 月 12 日 第 55 回例会 (かでる)
- 8 月 11 日 第 56 回例会

《訴えの活動》

「心に響け被害者の声 100 万人講習」など

- ▲ 4/28 岩見沢緑陵高校 5/2 苫小牧総合経済高校 6/24 空知管内交通安全推進会議 (佐川)
- ▲ 4/24 恵庭北高校 5/22 手稲高校 5/30 千歳高校 (定) 6/16 南区安全運転管理者講習 6/27 日高管内交通安全推進会議 7/18 中央区交通安全決起大会 (小野)
- ▲ 4/22 北海道ハイテクノロジー専門学校 4/30 岩見沢東高校 5/2 追分高校 6/23 長沼高校 6/24 石狩管内交通安全推進会議 7/24 札幌琴似工業高校 (前田)
- ▲ 4/28 滝川工業高校 (水野美)
- ▲ 7/12 八軒中央地区交通安全決起大会 (佐藤)

処分者講習での講師

4/21 荻野 5/29 小野 6/26 内山 7/25 佐藤

※体験講話をされた方は是非事務局に一報下さい



被害者の会主催 講演会 2003/5/17 KKRホテル札幌



加害者天国ニッポン

—交通事故はなぜ軽く扱われるか—

講師 松本 誠

プロフィール

★ 昭和60年大阪弁護士会登録、関西総合法律事務所所長

★ 関西で活動する「交通死被害者の会」(略称TAV) 協力弁護士として相談、運営に関わる

★ 著書に「加害者天国ニッポン—交通死・重度後遺症被害者は告発する—」(GU企画出版部)

第1 実状

基本的には被害者側と損保を含んだシステム側とは深い溝があるのではないかと。被害に遭って初めてわかる世界がある。それが交通事故の被害者の現状。

■ 実例から

昨日民事裁判の被告人尋問をした。3年前に発生した交差点での自動車同士の死亡事故で、加害者が赤信号無視とひき逃げをした。遺族のこだわりは、被害者側の信号が黄色とされていることの一点だったが、被告人は「実は警察官に黄色のはずだと言われたから、自分は全く記憶が無いのに、その通り書いてもらった」と証言した。これはねつ造で、公務員による犯罪。

また、二週間ほど前奈良で、検察官を交代させた事件があった。加害者は警察の調書では「徐行」になっているのに、9ヶ月後、検事が勝手に「一時停止」と変えていた。

交通事故の捜査では、被疑者が後で言い分を変えたり、副検事は罰金にもっていきたいがために調書をいじることがある。遺族が後で捜査記録を見て異議を唱えても、事故から何年も経ち、目撃者も覚えていない、担当した警察官や検事も転勤で争う方法がすでに無い。声をあげても非常に孤独感にさいなまれる。そのことが最近注目されてきているが、それは被害者の会や遺族の会の中だけで、一般社会になかなか響かない。そういう問題がある。

■ ポイントは「車と事故をどう考えるか」

基本となるポイントは「車と事故」をどう考えるか。「車は走る凶器」という見方は被害者になって初めてわかる感覚。一般には、車は快適な乗り物で保険があれば良いとなっているが、いったん被害にあうとそんな物ではない。例えば、走る凶器である車を飲酒で乗るのは殺人という故意で乗っているのではないかと。ところが、快適性という価値観が毎日のように宣伝され、被害者の声がなかなか通じない社会がある。

■ 「直近過失論」

交通事故の過失犯というのは簡単なようで実は難しい。飲酒運転が厳罰化されたというが、警察や検

察は「直近過失論」といって、例えば、飲酒して乗るというのは、直接には過失とせず、事故発生する直前の過失、(例えば前方不注意)に求める。これは今も変わっていない。遺族は、飲酒して乗ること自体に過失があると考ええる。

事故の分析も非常に難しい。どこで見たかなど良く覚えていないのに、警察官に指示されて被疑者がやっている。不確定な事実に基づいた鑑定がある。その鑑定がまた難しいからビジネスが入ってくる。

今は被害者が排除され、監視できないシステムだから署名が有効ということが分かってきている。署名を集めれば役所も動く、警察も動く、検事も動く、裁判所も動く。なければ密室で葬る。

■ 刑罰の軽さ

交通事故はその発生から警察あるいは病院、検事、裁判所、弁護士、どの段階でも軽く扱われている。

まず刑は、死亡でも簡単に罰金で処理されるし、重度後遺症の場合にはもっとひどい。加害者はわずかな罰金と引き替えに以前と変わらない生活をしているが、遺族や被害者はとんでもない思いでいる。重度後遺症の場合にも、被害は一人でない。家族みんなを巻き込んで人生が葬り去られている。

平成5年の犯罪白書によると、実刑率は世界一低く、韓国・ドイツの4分の1、イギリスの6分の1、フランスの10分の1。ドライバーに過剰に優しい国が日本。13年度の犯罪白書では、警察が関知した87万件の人身事故のうち、実刑者は1000人に一人の900人。実刑期間も業過の最高5年はあまりに短いと、被害者の遺族から指摘されたのが危険運転致死罪。しかし、罰金は改正されておらず50万円までと非常に安い。法務省も罰金は感銘力がないと言っているが、だから不起訴にという「理由」に使っている。理屈に合わない。

■ 交通事故は逮捕しない

被疑者に甘い運用は刑以外にもあり、警察が加害者を逮捕しない。一般傷害犯は9割位逮捕するが、交通事故は逆で1割。初動捜査でほとんど終わりと

し、目撃者は必要な人しか探さない。その結果を言わない。だから加害者の供述とおりの「死人に口なし」の捜査がまかり通る。それは全然変わっていないし、むしろ増えているのではないか。

■ 被害者排除システム

基本的に被害者排除システムがある。交通犯罪が発生したら被害者が入り寄る余地はまずない。捜査過程を教えない。

最近被害者保護法が出来て刑事記録は見られますよといっているが、国は被害者には告知せず黙っている。被害者遺族の方で積極的に言わないと、謄写出来ないし見られない。相変わらず刑事裁判は従来の三者、検事と裁判官と弁護士でやられている。

第 2 原因

原因 1 極端な起訴率低下政策

原因 2 交通事故非犯罪化宣言

起訴率は、昭和60年の73%から平成12年度には11.5%と激減。交通事故はもう犯罪扱いしていない。この政策は、昭和61年から62年にかけて東京高検の管轄内だけでスタートした運用。法務省はこれが全国に普及しうまくいったものだから、7年後の平成5年の犯罪白書で堂々と「交通事故は非犯罪化する、不起訴が原則なのだ」と言い出した。道交違反というのは9割以上起訴、一般刑法犯、交通関係業過を除く刑法犯は全然変わっていない。だから、交通事故を起こして人を怪我させた、死亡させたというものだけが変わってきている。

かつて、負傷者数が昭和45年頃にピークを迎えて99万人になった時、政府は危機意識を持ち、「車は走る凶器」と宣伝して、交通三悪を標的に、「初犯から実刑を」というキャンペーンを張った。そして業過の法定刑を3年から5年に引き上げた。この時の効果は、年間99万人の被害者が昭和51年には60万人に減るというものすごいもので、加害者と国との「交通戦争」に、国の政策が圧倒的に勝利した。

ところが現場では、交通事故を厳しくしたのはいいけども、検察の仕事が減茶苦茶増え、処理する側の書類が山のように溜まっていった。この対策が内部で議論され、二つの政策を掲げた。一つは交通部の人員を増やすため、一般事件をしている副検事を持ってきた。それで、検察内部に交流がなくなり、正義感を持って犯罪とは何かという人達が交通部に來なくなった。もう一つは、それまでの全件送致主義（警察は今でも全件送致主義）をやめ、3週間以内の傷害は飲酒運転をしていても起訴しないというばかげた基準を作った。これには他の検察、や検事からも猛烈な反対があった。ついこの間まで「命を守ろうという交通検察の使命感」に燃えて「初犯から実刑を」としていたのに、もう起訴はやめたと言

うのだから。

ところが、東京高検で1年間実施したら、59%の起訴率が16%に劇的に急降下した。それを見た札幌高検が2番目に真似をし、全国の高検がこれに続いた。死亡事故の起訴猶予率一起訴可能人員中に占める処分の比率一も、昭和58年の1.3%から、平成4年には12.1%と10倍に拡大している。

3週間以内の傷害であれば起訴しないというのは一見分かりやすいが、捜査に必要な診断書は、警察にすぐに出せと言われて、医師が判断の難しいことを見込みで書くという問題がある。

被害者数は一時の60万人から、平成13年が118万人と倍増。平成10年が99万人だから、ここ4年で20万人も増えているのに、何ら政策をしない。人身事故を起こしても9割が不起訴だったら次の運転を平気でする。モラルが無くなっている。

危険運転致死罪が出来、特に飲酒運転の厳しさで死者が急減し事故が減ったと新聞などで取り上げられているが、これは政府をほめていることではない。要するに被害者の力で出来た法律だから。危険運転致死罪については、構成要件が曖昧であるために、これからの判例の蓄積が必要という問題点もある。

原因 3 捜査の士気の低下

法務省あるいは検察が交通事故を不起訴としたので、警察の方もどうせ起訴されないのにとやる気がない。日経新聞のアンケートでも、ストレスがたまりやすく、交通部の評価が非常に低い。警察官の9割がそう思っている。だから初動捜査だけで終わろうとする。「正義感を持って」ということを国の方から言われず、むしろ「犯罪じゃないですよ」と言われている。検察にも、裁判所にも当てはまる。悩むのは遺族や被害者。

原因 4 交通検察のスタッフの問題

原因 5 交通検察の捜査や公判態度

交通事故の場合は警察のほうが一生懸命やっている場合もある。昭和61年度の改革以来、「検察は捜査から撤退した」と言われ、検察庁と警察の協議の機会が無くなってきた。検事は現場に行かないから、肝心のところが分からないまま、警察が一生懸命調べたものを無視したりする。だから刑事裁判になっても公判に自信がない。

被害者の会でも傍聴することを勧める。みなさんに監視され、まともなことをしなくてはいけなくなる。遺族は、検事や副検事と何回も会って教育しなくてはだめ。

それで次の問題として、「検事さん、そこどいて、代わりたい」という声が犯罪被害者の中からも出てきている。つまり、検事というのは本当に制裁の役割の代理人として適切なのかということ。

■「被害者は証拠物」

かつて岡村さんという犯罪被害者の代表の人が、そういう法案を作ろうと自民党に持ち込んだことがある。でも、反対されて結局は被害者の意見陳述権だけ認めてあげると落ち着いた。最近、ヨーロッパの司法制度の視察報告という小冊子に「日本では被害者は証拠物にすぎない。ヨーロッパでは当事者となっている」という言葉があった。当事者ということとは最初から事故の情報を知り得るということ。一般犯罪被害者の人達はそういう点で悩んでいるが、交通事故では、さらに軽く扱われるということが競合している。だから遺族のストレスはずっと続く。

原因6 捜査情報非開示問題

警察や検察がどんな調書作りや捜査をしているかは、被害者の方にはわからない。被害者が監視できないから、加害者は言いたい放題。

労災事故で、刑事事件となるのは珍しい。医療事故はもっと密室。それで、労災事故が起きたら、警察が入らないから、遺族はすぐに民事保全手続きをして証拠保全をする。医療事故もカルテの証拠保全するのが常識になっている。

ところが交通事故だけは警察が捜査を完全に独占している。遺族は、捜査と制裁の処分が終わるまで何も出来ない。「見せない、教えない」の世界。

国はもう無関係とする。なぜか。巨額なビジネスが背後で動いている。損保が入る。損保に検察や警察OBが就職する。そういう権益がある。不起訴にした割合が一割となったためにどれだけ損保がもうかっているか。弁護士も加害者である損保の仕事をして、私はプロです看板を掲げ、被害者の事件を平気で受ける。そういう世界だから被害者の利益は、被害者自身が守らなければいけない。

捜査情報非開示について、8つほど問題点がある。

① 国の政策の矛盾

国は交通事故を犯罪扱いしない。すると、刑事訴訟法47条の「訴訟に関する書類は公判開廷前には、これを公にしてはならない」は、犯罪に関する規定だから、これを根拠に開示しないのは政策矛盾。



熱心に耳を傾ける約百人の参加者

② 捜査段階で当事者の不公平

事故が発生したら加害者側は警察と接し情報を知って損保に相談したり、弁護士に相談したりする。周りにアドバイスする人たちもたくさんやってくる。損保もリサーチを通じて事故情報を知っている。ところが被害者は知らない。材料がないのに「示談して下さい」と言われ、不利益なところで示談交渉をしている。いったん取り引きしたらそれが限界となり、面子ともなる。例えば8対2の過失といったらそれが上限になる。それが交渉の罠。交渉したことが加害者の減刑材料にもなる。裁判官も執行猶予をつけたがる。民事では判決を書かなくて済むから和解をしたがる。加害者は、刑事処分を軽くしようと、材料を仕入れるが、被害者には何も知らされないまま、武器もないまま受け身的に応じざるを得ない。

弁護士の中には、被害者側なのに損保の調停とかにのこのこ行く人が多い。私が遺族に勧めていることは「一切のるな、聞くな、話をするな。話をするなら事故のことについて、真実かどうかだけ聞け」。

③ 捜査情報の垂れ流し

ある依頼事件の控訴審で損保側から初めて損保調査報告書というのが出てきた。実況見分の2日後に警察からこんなことを聞いたと。資料に実況見分の数字が入った図面があるが、これは寸分違わず実況見分調書の数字と一緒に。謄写して渡している。

本当は許されていない情報の垂れ流しがある。損保は下請けとして、損保リサーチという調査会社を各社持っている。巨額なビジネスの世界。損保は、支払いを渋ることで生きている。そのための材料が必要で、そのための接触をする。私たちが事故の情報を知るのは一年以上経ってから。その時にはもう遅い。

④ 捜査独占の弊害

捜査を独占しておきながら、何故遺族に情報を出さないのか。遺族が証拠保全をする過程に入らせないのは何故か。警察には無謬主義という、日本独特の警察文化がある。本来は、当事者の遺族に検証させなければいけないのに、そういう道が閉ざされている。

⑤ 非開示の規制による権益

開示されないところで捜査官の権益の巣ともなっている。権益というのは、就職の受け皿だけではない。難しい事案を少しいじっても誰からも責任を追究されないという権益もある。死者に口がないと、被害者に責任を押しつけたらそれで終わってしまう。不起訴事案について検察とか裁判所が追求される場はない。損保や調査会社が介入することになり、加害者の情報が捜査にインプットされ、加害者側の圧力がかかる。被害者だけが知らないところで、加害者と警察のそういう取引社会になっているのが初動捜査の姿。

⑥ 心のケアの問題

弁護士という立場で事故発生直後から相談を受けるが、自分を責めるという母親の姿が良くある。朝、元気だった子がいきなり死亡と知らされても現実感がわからない。夢のような状態がずっと続く。混乱するのは当たり前。それに加えて捜査情報が開示されないために余計に悩み、疑心暗鬼になり、精神的に追いつめられていく。親にしたら、最後の姿が分からないというのは我慢できない。自分に責任があったのではないかと夫婦で責め合い、家庭崩壊や自殺もある。被害者対策室というのはそこまで踏み込むのが本来の姿だが、現状は小手先だけで情報非開示が当たり前とされ、心のケアは放置されている。

⑦ 刑事制裁処理後の開示

刑事裁判後見られた捜査記録に、目撃者の住所やひどいときには氏名が消されている。これでは、民事裁判で目撃者の証人尋問もできない。被害者や遺族の民事救済の道を国が閉ざしている。刑事裁判にまでなった事件でプライバシー保護もないはず。基本的なところは被害者排除と捜査絶対観がある。

⑧ この問題に弁護士が声を上げない

本当は声をあげなくてはならない代理人、弁護士が声をあげない。

実は弁護士に問題がある。日本の弁護士が扱う事件では、情状弁護だけで調書について争わない。例外はえん罪事件。被疑者がまさか嘘を言い、被害者のせいにするとは思っていない。遺族は事故態様を争う場合がほとんどなのに、弁護士は争わないという癖がついている。自分たちはプロだというおごりがあるが、現場には行かず、被害者の言うことはただわりにしか過ぎないと、かえって説教する弁護士もいる。弁護士は実は、頑固な壁。本当は遺族がプロ。警察よりすごい執念がある。

しかし、検察の一部にも、捜査が被害者と加害者の過失を決めるようなものになっているのだから交通事故だけは情報公開しても良いという意見もある。ここに着眼して、非犯罪化しているのだから開示しなさいと声をあげてはどうか。

原因7 不起訴主義と捜査情報非開示の競合

冒頭の事件例で述べたように、警察や検察が勝手に加害者の過失をゆるくする書類作りをしている。

原因8 裁判所

最初に刑事裁判の問題。ようやく被害者が記録の謄写で捜査内容を知れるようになったが、裁判所からは教えられないので自ら求めなくてはならない。許された謄写にも時間がかかる。公判の予定を、弁護士と検事と裁判官の3者合意であらかじめ決めているが、被害者が裁判記録を見る時間は考慮していない。この対策としては、記録を読んで被告人が公

判の時の言い分を聞いて私たちは反論したい、と言えば回数が延びる。加害者は公判でまた嘘を言うこともあるから。被害者の声は独自に出さなくてはならない。検事が調書をねつ造している場合もある。

次に民事裁判。東京地裁が中心となってマニュアル本が出されている。損害の画一化ということで、一家の大黒柱が2500~3000万円とか勝手に言う。それは間違い。死亡による慰謝、精神的損害というのは別。ずうっと悩む母親もいる。それに応じた慰謝料が本来審理されるべき。現実にはそれを無視される。正義感を持った裁判官というのは他の部に回され、マニュアル通りにして和解をどんどん進める。弁護士もそれに応じる。損保弁護士は加害者側で和解はありがたいが、被害者側になった時に和解していると断れない。裁判官に「あのとき先生」とか言われる。被害者を無視した司法システムが慣行となっている。

さらに、国家賠償裁判。捜査にミスがあったとして国家賠償請求を起こしたが、最高裁は慰謝料請求の対象としなかった。おかしい。捜査というのは社会秩序のためであるけれども、本当は被害者のためにある。それを正面から向き合わなければいけない時代になってきている。ヨーロッパ各国ではそうになっている。日本だけが明治時代的発想で通用するというのはおかしい。捜査は監視できないし、捜査に不正があるとわかって被害者はその救済さえ受けられない。だから、「加害者天国ニッポン」となる。

結論的に言うと、裁判所というのは被害者保護のための砦、人権侵害の砦でなくて、被害者虐待のためにやっている。何のためにあるのか非常に疑問。

※講演テープをもとに、編集者の責任でまとめました

今年も頑張りました



6月22日、「2003年はまなす全国車いすマラソン大会」が札幌で開催され、当会副代表の小野茂さんが今年も出場されました。前回「小野さん頑張って!」と名前を言ったら「ハイ」と答えて下さったので、その分遅らせてしまっただけではないかと思い、今回は「がんばって!」の声と拍手に力を込めました。小野さんのマラソン応援で私は元気のエネルギーをもらって帰ります。写真は夫が撮ってくれました。(南区 水野美代子)

手記

お母ちゃん、ありがとう

北区 颯川 千敏

■ 2002.7.21. 母は帰らぬ人に

2002年7月21日 AM5:45、母は帰らぬ人となりました。父の唯一の趣味が釣りで、母はいつも新鮮なうちに朝早くから近所へ配っていました。その日はイカを釣ってきたので、母はおすわけにと自転車を出掛けて行きました。

AM6:00頃電話が鳴り、近所の方から母が車にはねられたようだと言ってきました。寝ていた私は、「たぶん打撲かな。腕を骨折しているかもしれない。」と三女へ連絡してから駆けつけました。走っている私の目には、だんだん想像していなかったものが見えてきました。消防車、人だかり、道路の中央へ倒れこんだ信号機、ふたつに大破した赤い自転車・・・。母の姿を探して見渡すと、真っ青になっている父と両手で顔を覆った次女、その横に白のシート。なにかの間違いだと思いました。きっと、この人だかりの中から、母は現れると思いました。「お母ちゃん、お母ちゃん？」連絡をくれた近所の人も泣いてシートを指差しました。そこにはシートが被せられている母がいました。地面には血が流れていました。

母はいつも明るく元気で、大きな病気もせずに、とても健康でした。4人の子供を育て、3人の孫達をかわいがり、植物が好きなので、庭木や沢山の花を植え、町内の方々と毎週卓球やパークゴルフを楽しんでいました。8月の誕生日で60歳。私は温泉旅行をプレゼントしようかと考えていました。事故の前日、次女が久しぶりに実家へ帰ってきたのを喜び、長女の私と3人で買い物へ行ったことを、今はひとりで買い物へ出掛けるたびに思い出します。テレビの再放送を見ても、古い歌を聴いても、「この頃はまだ生きていたのに。この頃へ戻って、母が事故に遭わないように教えたい。」

事故の前の晩、みたらし団子をふたりで食べたのが、母との永遠の別れになってしまいました。できるなら、私の寿命を10年、20年分あげたい。もっと、親孝行させてほしかった。

■ 悪質な飲酒による危険運転

加害者は18歳の少年でした。飲酒・いねむり運転による、悪質な通り魔殺人です。前日20日が海の日だったので、加害者は朝まで大量のお酒を飲み、一睡もせずに車を運転していました。途中まで友人を乗せており、何度か蛇行運転を注意されても仮眠をとることはしませんでした。友人を降ろした後、コンビニで買い物をして休もうと考えながら、結局そのまま走行を続けていました。そして、仮眠状態になり事故後、目を覚ましたのです。当然、事故時の記憶はありません。

母は歩道の上を自転車で走行中、歩道へ乗り上げてきたRV車に突然、後ろから跳ね飛ばされました。街灯、電柱、信号機、桜の木すべてをなぎ倒し、車は転覆していましたが、加害者は無傷。母は10メー

トル以上も離れた所で倒れており、頸椎断裂で即死でした。現場にはイカが散乱して、金髪の少年がしゃがんで泣いているのや、やじうまがビデオカメラを手に母の近くへ来るのを見かけました。でも、その時はまわりが見えていても、考えているのは母のことだけでした。救急車はまったく母を乗せてくれず、硬くて冷たいアスファルトに寝かされたままでした。正確な時間はわかりませんが、30分くらいはシートをかけただけでなんの処置もありませんでした。やっと、妹が遺体を確認して、母は警察のワゴン車で運ばれていきました。お布団をひいて帰りを待っていましたが、8時間後、棺に入れられて母は戻ってきました。

頭には包帯とビニールで巻かれ、入れ歯が一本もないことが自慢だったのに、口を閉じることができない程ひどい状態でした。あまりにも変わり果てた母。なにも悪いことなんてしていないのに！！！！

■ 2003年5月27日 第二審判決

被告人の控訴を棄却、懲役3年以上4年以下

お母ちゃん、あっという間の一年で、まだそこにお母ちゃんが居るような気がするよ。お母ちゃんの代理は大変だけど、頑張っているから安心して。

照れくさくって、言えなかったけど・・・

「お母ちゃん、ありがとう。生まれ変わっても、まだ私のお母ちゃんになってね」

ある日の出来事

西区 滝沢 めぐみ

つい先日のこと、私は駅ホーム中央付近で地下鉄を待っていた。すると、ホームの端の方で「あっ！」と人々のどよめきがあがった。視線の先に男性が線路上に倒れているのが見えた。男性はびっくりとも動かず、上半身が完全に線路を覆っていた。時間にするとたぶん1～2秒だと思うが、ホームの人々にも動きはなかった。その時、地下鉄到着を知らせるベルが鳴り響き、私にはそれがどちら側か確認する余裕はなかったが、とにかく非常ボタンを押さなくては・・・と走った。非常ボタンは現場近くにあり既に誰かが押してくれていた。線路にも2人の男性が降り、倒れた男性を持ち上げようとしていた。松葉杖も2本見えた。周りの人々と一緒に男性を引き上げると、ちょうど反対側のホームに列車が入った。駅員も到着したようだった。

何年か前には、人身事故直後の地下鉄駅で、担架で運ばれていく遺体を目撃した。看護師として勤務していた病院では治療の甲斐なく消えていく命を見守った。そして、彼の事故の知らせは死の知らせだった。

でも、その時の男性を見て「まだ助けられる」と直感した。昼間の地下鉄は数分間隔だ。もしあと少しでも遅れていたら重大な事故は避けられなかった。

この1分にも満たないような出来事に、多くの見知らぬ者同士が協力しあい、私も色々考えさせられた。「4年半前のあの日、私も事故に居合せたなら、どんな事をしてでも、彼を助けたかった」と。

手記

泣き寝入りなんかしません！

北区 福田 礼子

■ 長女をひいたのは、盗難車を無免許で暴走させた若者

平成 13 年 5 月 9 日、その日は快晴でした。学校から帰ってきて、元気に「遊びに行きます」と家を出た長女亜沙未（あさみ、当時 10 歳）は、直後の午後 3 時 35 分、むごい姿になってしまいました。横断歩道の無い交差点を渡ろうとした娘は、無免許で盗難車を制限速度オーバーで脇見運転のまま暴走させた加害者に轢かれてしまったのです。

ボンネットにはね上げた娘を振り落とし、前輪と後輪で二度轢いて、そのまま逃走するという悪質極まりない犯行でした。運送屋の荷物の積み下ろしが仕事というフリーターの加害者（当時 24 歳）は、免許を一度も取得した事がなく、車輛は札幌の市道に不法投棄してあった車を盗んだものでした。車体番号も削り取り、ナンバープレートは別の車から盗んで装着、もちろん自賠責保険も任意保険にも入っていません。

■ 重い後遺症とのたたかい

娘は、第一報により事故発生 4 分後に駆けつけた救急車でドクターヘリの待機場所へ行き、ヘリで札幌市立病院救急救命センターに運ばれましたが、意識不明の重体でした。頭蓋骨骨折、脳挫傷、脳内出血、硬膜下血腫、肝挫傷、心筋挫傷、予断の許されない状態と説明されました。

事件直後は、もう一言声を掛けてやりさえすれば、亜沙未は事故に遭わずに済んだのにと私自身を責めました。しかし、悔やんだところで何も解決には成らない事が次第にわかり、今やるべきことは何かと考え、とにかく救命救急センターに居るときは、一刻も早い意識の回復を願い、医者、看護師の助言のもと、体をマッサージし、また、意識の無い娘を車椅子に固定し、刺激を少しでも与えたく外の空気に触れさせたり、3 人掛けでお風呂に入れたり、娘の好きな音楽を聞かせたり、同級生が作ってくれた応援メッセージのテープを聞かせたり、他の学校（拓北小学校）のリコーダー部の皆さんが、亜沙未の事故の事を知って作ってくれたテープを聞かせたり、物言わぬ娘に四六時中話しかけながら、心の中で早く目を覚ましてほしいと嘆願しながらの、悲しくて、悔しくて、そしてとても不憫でならない思いながらの日々でした。

約 2 週間の意識不明の後、娘の第一声が「ママ！うるさい」でした。どんな、言葉であってもとても嬉しかった。その時、私は「元に戻った！後遺症なんて無い！」と思い込みました。その思い込みが、後から次第に症状が現れてきたときに辛くなってきました。

現在、後遺症として、高次脳機能障害、両眼左側半分の視野狭窄、複視、視力低下、頻尿、左耳が聞こえない左末梢前庭障害などが残ってしまい、痙攣止めと精神安定剤を服薬しています。

医者が言うには、病院でのリハビリより、学校の中での生活で知力、体力をつけさせようということで、出来るだけ毎日登校させるようにしています。耳と眼の障害もあり、道に迷ってしまうので、登校は私の車での送り迎えです。事故後、まだ一人で外出はさせていません。一度、本人が頻繁に行っていた近くのコンビニに、一人で行かせたことがありましたが、道に迷い始めたのが判ったので声を掛けて連れ戻しました。階段からは何度滑り落ちたか判りません。目の前の物に気が付かずつまずいて転んだり、娘の足は生傷が絶えることなく、洋服も何枚破ったかわかりません。入浴は、バスタブに浸かっているときは一人でさせていますが、洗う順番等が習慣つかず、頭を洗わせたらまったく洗わない部分があったりするので、手を貸さなくてはなりません。

■ 誠意もない加害者と親

加害者について身柄を拘束されている事はわかっていましたので、もちろん見舞いにはこれらないと理解はしましたが、せめて親が直ぐに駆けつけて来ると思っていました。私の父からも、「向こうの親も直ぐ見舞いと謝罪をかねてくると思うから、その時は取り乱さず、真摯に受け止めなさい」と言われていました。しかし、一度も謝罪に来ませんでした。

謝罪されても、娘の体は元には戻らないでしょうが、そばにいる私達はその誠意が娘を看病する上でのやる気になると思っていたのに残念です。刑事裁判の中で、裁判長が加害者の父親に「なぜ誠意を見せなかったのか」と尋問したところ、犯人の父親は「誠意とは、この場合お金だと思います。私にはそのお金が無かったのです」と答えていました。そんな事で良いのでしょうか。人として、子供が成人に達していようがいまいが、親である以上果たすべき義務があるのではないかと思います。

娘の看病と刑事裁判が同時進行になり、お金も目に見えないところにかかり、経済的にも精神的にもかなり大変でした。

事故処理について、札幌の弁護士数人に相談しましたが、「泣き寝入りしかない」と口々に言われました。しかし、どこに泣き寝入り出来るものかと思い、調べに調べ、東京で信頼のおける弁護士にめぐり合う事ができ、現在にいたっています。

これからも、何があっても私はたたかいます。私のところに生を授かった娘である以上・・・。

訴え 交通事故負傷者のお願い**50 歳代 女性**

私は、青信号で横断歩道を歩行中、右折してきた車にぶつけられ傷害を負いました。私は交通法規を守らなかった訳でもなく、何も悪いことしていないのに、事故後の各関係機関の理不尽な対応に驚いています。

交通事故の被害者は、事故後の障害に苦しみながら、不自由な生活を強いられ、生活は激変しています。その間も事故の対応で奔走しなければならませんでした。それなのに加害者代理人である損保会社は、怪我をさせておいて治らないうちに「症状固定」といって治療さえ拒否し、正当な賠償もせず、後は知らないというのであれば、傷害事件（犯罪）と何ら変わらないと思います。

加害者は、事故後損保会社に対応を依頼し、謝りにさえ来ませんでした。事故後と少しも変わらない生活をしている人がほとんどです。

損保会社は、大企業という資金力で、あらゆる手段で精神的、経済的、肉体的に被害者を追い詰め、賠償金をかなり低い金額で示談に持ち込む例が多い

と聞いています。その後の障害者の生活は、痛みに耐え将来の不安を抱え、悲惨な例が多いのです。私はこうして手を使え、少しでも歩け、家族とともに生活できるだけ幸せですが、こうした声さえあげられず、ベッドの上で辛い生活をしている人の心の痛みを思ったことがあるでしょうか。交通事故には自分は決して遭わないといえるでしょうか。

障害を抱えながらも私たちは生き続けなければなりません。体の障害を「もとどおりにして」といっても無理でしょうから、障害に見合った賠償を払って頂くのは、当然の権利でないでしょうか。なぜ障害も治っていないのに賠償を値切られたり、出し渋られたりされなければならないのでしょうか。なぜ私たち被害者が法的に保障されないのか、弱い立場に立たされなければならないのか、矛盾を感じます。行政機関をお願いします。交通事故がこれだけ多い世の中、負傷交通事故は命にかかわる人権問題です。関係機関の具体的改善と取り組みを、お願い申し上げます。

報告 控訴審判決に寄せて**北広島市 土場 一彦****● 高裁でも2年6月（求刑の半分）は変わらず**

7月15日、事件からほぼ2年を経過して刑事裁判の控訴審判決を迎えました。検察、被告人双方が控訴した事件ですが、双方の控訴を棄却して一審での禁固2年6月の実刑が被告人に言い渡されました。

検察は一審での禁固5年の求刑に対しての過小な量刑判断に対する不服、被告人は貧血で意識がなかったとする事実誤認での無罪の主張という争点がありましたが、被告人の主張は全て検察の反証で退けられ、検察の主張は過去の判例の均衡から逸脱するほど過小ではない、という理由で退けられました。

私達の要望を受け入れて検察が追加で提出した証拠書証は、歩道に乗り上げてから俊彦たちにハンドルを意図的に転把して50mあまりも暴走するという“未必の故意”を裏付けるものでしたが、踏み込んだ判断を避けた裁判官には失望させられましたし、私達にとってとても残念な結果となりました。ありきたりの情状酌量の加味された判決文に、みんなの思いが失望で染まってしまい、一杯に埋まった傍聴席は、裁判官退廷にも誰も礼もせず立とうとしませんでした。

退廷の際、高検の検事が側に来て“力が及ばず申し訳ありませんでした”と頭を下げて言ってくれましたが、検察からの上告はもうありません。

● 裁判の壁

私達には警察、検察を経ても、なおも世間の常識とかけ離れた裁判官の壁が厳然としてあります。検察が禁固5年の求刑をした意味、過失ではなく殺人に匹敵する“未必の故意”を裏付ける証拠、証言の度に転変して拡大していく『覚えていません』という被告人の悪意ある言い逃れ、謝罪や事件の説明も一切せずに奪った命に向き合うことも避け続けている事実、被害者の過剰な行動に傷つけられているといった責任転嫁、あげくには事実だけを報道してきたマスコミの対応までも非難するといった被告人の自己保身の態度、等の全てに何も目を向けようとしません。

● 抑止力としての厳罰を、闘いは終わらない

どんな量刑となったとしても奪われた俊彦の命は戻りません。しかし、せめて厳罰を以て裁かれること、悪質な交通犯罪を裁くハードルを下げることで、それが抑止力になって一つでも悲惨な犠牲が減ってくれることを願ってここまで来ましたが、今は無力感に包まれています。

『事故ではなく犯罪』という認識で交通事件に臨まなければ、尊い犠牲が増えるばかりです。当事者が声を出していかない限り、社会の誤った認識は変わりません。俊彦に会える日まで私達の闘いは終わりそうにありません。

訴え ひき逃げの法定刑引き上げ署名に協力を 江別市 高石 弘、洋子

息子拓那（たくな）は、平成15年2月12日早朝、江別市野幌で起きたひき逃げ事件の犠牲になり、わずか16歳で命を絶たれました。

現在、犯人は、懲役2年10月の受刑中ですが、事故の経緯は、とてもむごいものでした。

車にはねられ、動けない体の上に白い雪が降り積もっている時、犯人は飲酒の発覚を恐れ、何度も拓那を確認しながら、置き去りにして逃げてしまったのです。同乗者もいたのに、人間として一番大切なものが欠落した悪質な行為でした。

ところが、法律は、犯人の心よりもっと不完全なものでした。逃げたことにより、飲酒を免れ、車の修理をして証拠隠滅をしようとした行為も免れ、寝ないで飲んで遊んで、眠くなってくる朝方に人を撥ねたのに、わき見運転の供述が通り、時速50km/hの供述も、判決文にそのまま載ってしまうのです。

犯人は、逃げたことにより、刑を軽くすることができ、人々に「逃げた方が得だよ」と言うでしょう。もし、犯人が逃げなかったら、危険運転致死罪に問われ、もっと重い判決になったであろうからです。

放火が、殺人より罪が重いと、誰もが知っているように、ひき逃げは殺人より罪が重いと知らしめる必要があるのではないのでしょうか。

法律を早急に改善しなければ、被害者はかけがえない命をなくしかねないばかりか、加害者は犯さなくて良いひき逃げの罪を重ねかねません。

誰かがやらなければ何も変わらないと思い、この署名を始めました。16歳で逝った子どもの命を無駄にしたいありません。ご協力をお願いします。

■ 署名用紙送付先（連絡先）

〒069-0821 江別市東野幌町56-8

高石 弘（FAX 011-383-2616）

※署名用紙は <http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/> からダウンロードできます。

■ なぜ法改正が必要か（署名用紙から）

現行法では、酒酔いによる危険運転致死罪の法定刑は、15年以下です。一方で、通常の業務上過失致死罪の法定刑は5年以下であり、ひき逃げ（道交法の救護義務違反＝法定刑5年以下）を併合罪として適用しても最大で7年6月となっています。したがって、酒に酔って事故を起こした者は、逃げて飲酒検査を免れた方が刑が軽くなるという矛盾した法律になっているのです。救護義務違反は、現場に被害者を残して逃走するという故意の危険かつ悪質な行為であり、その結果として人が死亡する可能性もあることからすれば、もともと現行の法定刑は軽すぎるのです。しかも、これでは、事故が発生した時点で、あらたに救護義務違反という犯罪を誘発することにもなります。刑罰法規は、もともと犯罪を抑止するためにあるものですから、これでは本末転倒です。これを是正するためには、救護義務違反の法定刑を厳罰化するしかありません。

訴え 執行猶予のつかない厳正な高裁判決を 恵庭市 橘 恵子

あの日、息子が天国に逝った瞬間、私は地獄へ突き落とされました。敏幸は、悪質な交通犯罪により23歳でこれからという人生を絶たれたのです。そして、執行猶予という、信じられない地裁判決に、息子は二度殺されたと思いました。

不当判決を破棄し、命の重さに見合う裁きを求めるための署名にご協力下さい。

（写真は救急救命士だった敏幸さん）

■ 事件の概要

平成14年9月25日、恵庭市西島松の片側2車線の道路左側端にハザードランプを点けて停車中の敏幸（当時23歳）の乗用車は、居眠りで斜め左に時速約50～60キロで暴走した大型トレーラーに後方から衝突され、転覆し下敷きになったまま34.7m引きずられました。敏幸は即死。被告の居眠りの原因は睡眠不足と過労、および事件の4時間前に「仮眠をとるため」と飲んだビール。危険運転致死罪に相当する悪質な交通犯罪に札幌地検は禁固2年6月を求刑しましたが、札幌地裁森島聡裁判官は、7月7日の判決で不当にも4年の執行猶予をつけました。

（札幌地検は7月22日「刑が軽い」と控訴しました）

■ 一審判決の不当性

- ① 一審判決は、情状酌量の理由として過労の原因となった「労務管理上の問題」をあげ、「運転者のみに責任を帰すべき無謀運転等の事案と異なる」としていますが、これについては、「運転者の労働条件が過重で十分休養をとり得ない場合でも、そのことによって事故回避のための注意義務は軽減されないし、責任非難を軽減する事情としても考慮されない（昭和38年1月31日 東京高裁）」という判例もあり、さらには、一昨年12月施行の「危険運転致死傷罪」の成立意義を考えるなら、まさに不当な判決です。
- ② 過労運転に加え、自らの意志で、仮眠のためと称し数時間後に運転を控えながら缶ビールを飲むという違法行為を重ね、それが正常な運転を妨げる居眠りの原因に成ったのですから、これは悪質な無謀運転そのものです。
- ③ 違法行為はこれが初めてではなく、赤色信号無視、速度超過等の交通違反歴が6度にも及びこと。こうした「加害者天国」の裁きが、危険運転を野放しにし、犠牲を繰り返す要因になってはなりません。

■ 署名用紙送付先

〒061-1425 恵庭市文京町4丁目4-17

橘 恵子（FAX 0123-33-0899）

※署名用紙は <http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/> からダウンロードできます。

※札幌高裁への提出のめどは、最終が9月末です

訴え 執行猶予のつかない厳正な高裁判決を 恵庭市 白石 義満・喜世美



平成14年10月4日、私達夫婦は、未来と共に今まで生きてきた意味すら無くしてしまいました。

この日の夕方、一人娘の乃郁（のりか 当時13歳、中学2年）は、自宅近くの歩道のない見通しの良い直線道路で、愛犬の散歩中に、前方不注意の車にはねられ、その全てを奪われたのです。「考え事をしていた」という加害者は、ブレーキも踏まず、道路の右端を歩いていた娘を側溝にはね飛ばしました。娘は、「お母さん」とも「痛いよ」とも言えないまま、翌10月5日午前7時41分、わずか13歳で天国へと旅立ったのです。

私たち家族を地獄の底に突き落とした加害者に対する札幌地裁の判決（6月19日）は、執行猶予4年（求刑は禁固2年）という信じられないものでした。全く落ち度のない子どもの命を「考え事をしてい

て」という不可解な理由で轢き殺したのがどうして「無謀運転ではない」（地裁判決）ということになるのでしょうか。安全確認を怠る前方不注意は、人を轢くかもしれないという「未必の故意」です。

人の命がこんなにも軽く扱われていいものなのでしょうか。交通死亡事件を起こしても、初犯は執行猶予というのであれば、娘のような犠牲者がまた出ます。このままでは乃郁が報われません。乃郁の死を無駄にしたいくない思いでいっぱいなのです。

幸い、札幌地検は控訴の手続きをとってくれました。札幌高裁での審理に向け、一審の不当判決を破棄し、交通犯罪根絶のため、命の重さに見合う判決を求める署名にご協力をお願い致します。

■ 署名用紙送付先

〒061-1423 恵庭市柏木町578

白石 義満 (FAX 0123-33-0899 橘宅)

※署名用紙→ <http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/>

※橘さんと協力して進めています。どちらかにまとめて送っていただいても結構です。FAXは橘さんと共通です。

【報告とお礼】前号で訴えのあった、音喜多康伸君、眞下綾香ちゃん事件の、危険運転致死罪適用を求める署名は、7月15日、11963筆を地検に提出できました。それぞれ、高裁、地検段階でのとりくみが続いています。

会員からのお便り～①

50年余りすぎても 東区 大亀 博子

会報11号ありがとうございました。何時も欠席で申し訳ございません。87歳の老に加えて歩行困難のため、病院に行く以外何処にも出向くことはなくの毎日です。

昭和25年事故死しました娘言美（ことみ）、生きていたならばと年を数え、又々涙です。自分が入院したとき以外、欠かす事なく水を供えています。それは死の直前の言美のことばが「水、水」だったのです。けがなどをした場合水はだめと聞いており、与えなかったことのおわびです。

1年生に入って亡くなるまでのいろいろ書いた物を見ますと、50有余年すぎても涙、涙です。「返し文、なきを知りつつ、我かきぬ手紙いれやる、ひつぎ悲しき」の思い、亡くなったと言いながら、ああ、これが夢であったならと、どれほど願ったことでしょう。病気をしてもすぐ元気になった子どもでした。今も、数え年8歳の可愛い面影に涙します。最近ではもうすぐこの子に会える日が来ると思ったりしていますが、死後会える事はないとも思い、毎朝一番に供えています。「言美ちゃん、おはよう」と。

車に乗る方々は注意を第一に、取り返しの出来ない大きな命を第一に考えて欲しいものです。(H15.4.26.)

※大亀さんの手記「五十年過ぎても」は「癒されぬ輪禍」（道警交通部編）に収められています

二人でヘルパーをしています

江差町 柳谷 志美子

拝啓 いつも会報を送付していただき誠にありがとうございます御座います。先日7月18日、当地江差文化会館で行われた「江差町地域安全女性大会」で上磯町の福沢きよ子様が「悪夢の時間、あの日のことを忘れないー交通事故撲滅へ遺族の願いー」と題しまして話されていました。

私も拝聴させていただきましたが、一瞬で双子の愛児を失った、体験した者でなければ分からない悲しみを、乗り越えられ、講演に歩いて下さっていることに頭が下がる思いでした。講演後お会いいたしまして、私も皆様に負けなように人様のお役にたって、主人と生きていかなければと心に刻みました。主人は以前の会社をやめて、私と一緒にヘルパーの仕事をしておりますが、幸いにも地域のお年寄りの方に喜んでいただいていると思っております。

会の皆様にも一度ぜひお会いしたいと思っておりますが、なかなか出かけられず、大変失礼致しております。

江差は道南で気候の良い地です。ぜひお出かけ下さいませ。次回会報心より楽しみにしております。

皆様によろしくお伝え下さいませ。(H15.7.23.)

※柳谷さんの息子さんは、H10.7.12. 森町の国道で、前方不注意のトラックに衝突され、22歳で夭逝されました。

総会への出欠はがきから

会員からのお便り～②

★いつもごくろうさます。何のお役にも立てず
申し訳なく思っています。(道北S.M.)

★仕事の都合で出席できません。申し訳なく思っ
ています。益々の活躍を祈ります。(札幌N.T.)
一度も諸会に出席出来ず心苦しく思っています。
署名カンパ等は協力致しますので宜しくお願い致
します。悲しい思いをする人が一人でも減ることを
祈ります。(道東S.Y.)

★毎回会報を御送付下さいまして誠に有りがとう
ございます。亡きむすこのことを思い毎日を暮ら
しております。皆様もがんばっていらっしゃいます
ので、私もがんばって行きます。(道南Y.S.)

★生命のメッセージ展、十勝、釧路にも予定して
下さい。(道東H.H.)

★交通事故の後遺症の悪化により活動不能とな
り、出席できません。(道東KK)

★なかなか都合がつかず、講演会などに参加出来
ないことに申し訳ないと思っています。毎日のよう
に報道される交通事故のニュース。私は毎日車の
運転をしています。明日は我が身だと思い安全運
転に心がけています。(札幌市 I.T.)

★交通事故の遺族として、いまだ先の見えない日
々を送っております。何か解決の糸口をと願って
います。

★会の皆様にはお世話になりありがとうございました。
これからもよろしくお願いします。(道南T.
T.)

★仕事で抜けられません欠席させていただきます
す。(札幌市O.H.)

★なかなか出席できなくてごめんなさい。
要望：どんな車にどの場所に乗っていても事故に
あった時のダメージの大きさは同じはずです。な
のにバスやタクシーの座席など、シートベルトの
着用を義務づけていない。これは運転席と同じよ
うに法律で義務づけるべきです。(道南G.M.)

★私は加害者の偽証によって、人権を奪われ、人
身事故治療を受けてないので、事故から8年にも
なるのに、ある日尾骨が激痛になり、検査を受け
たら、骨盤の中に尾骨がのめり込んでいる、車に
引きずられた時尾骨が入ったのでしょとの事。
今も後遺症に苦しめられ、又両足の筋肉が落ち歩
けません。今筋肉強化のリハビリ中です。(道東
M.T.)

★歳(82歳)ですので、夜7時になると眼を開け
ていられないので、夜になる会合はぜんぜんだめ
です。(札幌市I.K.)

★先日は(裁判傍聴に)皆様に来ていただきまし
てありがとうございました。励ましていただい
てばかりで申し訳ございません。(札幌市E.C.)

★高次脳機能障害はレントゲンMRIに表れない損
傷もある。そういう障害にくわしい医者等も呼ん
で欲しいです。(札幌市H.R.)

★講演会に出席させてもらいます。お世話にな
ります。(道央 K.E.)

★いつも会報をお送りいただきありがとうございます。
読ませていただくばかりでしたが、今回は
一歩足をふみ出し講演会に出かけたいと思ってい
ます。(札幌市I.N.)

★私も平成10年の3月の交通事故にあい、いまだ
に弁護士の対応が悪く解決していません。被害者
の会の方にお世話になっています。(道央K.S.)

◆ 第4回目の公開シンポジウム「フォーラム
交通事故Ⅳ」は、11月7日(金)18:00～「か
でる2・7」(北2西7)です。詳細は後ほど。

◆ 「いのちのパネル」展、9/30から地下街で

9月30日～10月3日、地下鉄大通駅東西
線コンコース「ふれあい広場」(定期券売り
場横)の展示コーナーで「いのちのパネル」
を展示し、事故絶滅をアピールします。
これは、「犯罪被害者支援の日」中央大会(10
月3日東京)に呼応しての企画です。



(上は 5/17講演会の入り口前のパネル)

※パネルの名称を募集していましたが、過日の世話
人会で、水野さんの案「いのちのパネル」に決まり
ました。パネルへの参加など、問い合わせは事務局
まで(筒井)

◆ 例会に気軽にお越し下さい。

偶数月は、平日の10日、13時～15時(事務所)、
奇数月は第2土曜日の14時～16時(主に「か
でる2・7」)で相談・交流だけを行います。(世
話人会は同じ日の前段で行います)

予定⇒ ★9月13日(土)「かでる」★10月
10日(金)、★12月10日(水)※11月はフォ
ーラムがあるので休みます。

◆ 次の会報発行は1月です。手記や意見、近
況などの投稿をお待ちしています。(〆切り12
月20日、1200字程度)